



西会津町告示第6号

西会津町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

なお、この効力は、同法同条第2項の規定による告示の日から生ずる。

平成19年 3月26日

西会津町長 山口博 續



新		旧		地番
大字	小字	大字	小字	
登世島	二反田	尾野本	善應寺	丙2212の3